

部活動に係る活動基本方針

宮城県立支援学校小牛田高等学園

- 部活動は、生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動できるよう教育的な観点から、生徒の健康状態を十分把握し、活動場所や内容などの安全管理に配慮しながら、事故の未然防止に努め、保護者との連携を密に行う。
- 部活動をとおして経験し学んだことを、社会性の向上や卒業後の余暇活動の取組につなげ、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しむことができるよう配慮する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校内で情報を共有する。
- (2) 部活動の顧問は、全教職員で協力して担う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 顧問は、部活動が人格的成長の場となるよう生徒の心身の管理、及び事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (2) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い活動を自発的・積極的に行える生徒の育成を図る。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 原則として週当たり休日1日を含む週2日以上の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (3) 長期休業中は、学期中の設定に準じる。また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

4 参加する大会等の見直し

生徒の教育上の意義や、生徒及び顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 熱中症の対応について

熱中症指数（WBGT）を校内で常に測定しながら、屋外等の活動を行わない等、生徒の健康面での安全を確保しながら養護教諭と連携し、適切に対応する。

（附則）

- (1) この活動基本方針は平成31年1月23日に制定し、運用する。